

座談会

(第1部)

不使用商標の現状と問題点

出席者

平成18年度商標委員会

担当執行理事 久門 保子
 委員長 本宮 照久
 副委員長 井滝 裕敬, 今井 貴子, 鈴木 一永
 委員 広瀬 文彦, 押本 泰彦, 吉井 雅栄

平成17年度パテント編集委員会

委員長 野上 晃
 副委員長 佐藤 富徳
 委員 神野 直美, 山口慎太郎

(開催日：平成18年6月1日)



はじめに 自己紹介

野上 商標委員会との座談会を始めさせていただきたいと思います。このたびは、パテント編集委員会からの座談会開催のお願いに対しまして快くお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。また、皆様、本日はお忙しいなか、お集まりいただき、お礼申し上げます。



座談会では、主に本宮先生の方で総合的な司会をしていただけるとお聞きしております。本宮先生、よろしくお申し上げます。

それでは、座談会に先立ち、出席者の自己紹介を簡単にお申し上げたいと思います。先に、パテント編集委員会の先生方、続いて商標委員会の先生方の順でお願いいたします。

では、私の方から。平成17年度パテント編集委員会の委員長を務めておりました野上と申します。よろしくお申し上げます。

佐藤 編集副委員長の佐藤と申します。8月号は第6班が担当することになっていまして、第6班は関西

の企画になっています。野上さんだけ別で、あと全員関西という感じです。大阪から今日来て、皆さん東京に泊まれるのだと思います。商標特集は去年も行いました。今年も行っています。商標は、このところフィーバーしており、重要だからということでやっています。そういうことでよろしくお申し上げます。



神野 神野と申します。去年と今年、パテント編集委員をやることになっております。よろしくお申し上げます。

山口 同じくパテント編集委員の山口と申します。よろしくお申し上げます。

本宮 商標委員会、平成18年度委員長の本宮でございます。このような機会を設けていただきまして、パテント編集委員会の皆さん、どうもありがとうございます。



商標委員会の皆さんに自

己紹介していただく前に、私のほうから若干説明させていただきます。今回の座談会に当たり、年代構成、登録年度との関係で、5年目の方が2名、10年から20年目の方が2名、20年から30年が2名、30年以上の方が1名ということでお願いしました。それと、東京だけではなく地域の方もということで地方の方も参加していただくような形をとっております。

それでは、鈴木さんの方から自己紹介をお願いします。

鈴木 一応合格5年目ということで、商標委員会の副委員長をやっています鈴木と申します。よろしくお願いします。



今井 同じく5年目ということで、副委員長をやっております今井と申します。よろしくお願いします。

吉井 18年目になります。新潟県長岡市で特許事務所をやっています吉井と申します。よろしくお願いします。

久門 ほぼ10年目ということで、久門保子でございます。よろしくお願いいたします。



井滝 20年目ということで、井滝と申します。今、商標委員会の副委員長をしています。よろしくお願いします。

押本 同じく20年目ということで参りました、商標委員をやっております押本です。よろしくお願いします。

広瀬 飛び抜けて36年目か37年目の広瀬と申します。15,6年前に商標委員長をやっておりました。よろしくお願いします。

なぜ、不使用商標が問題になるか

本宮 今回の座談会のテーマとして、不使用商標の問題を取り上げました。この問題については、今後の商標制度を考えるに当たって根幹にかかわる問題として早急に検討しなければならない1つの事項だろうと

いうことで、昨年来、弁理士会の中で商標ワーキンググループをつくりながら、そこで検討してきたという状況がございます。ここでは広瀬先生、押本先生がそのときのワーキンググループのメンバーでしたし、また、今年度は商標委員会内でこの問題を検討していくという状況でございます。そういう意味で昨年からずっと検討してきた経緯があるわけですので、広瀬先生には、今年度、この問題の検討に関しての座長をお願いし、先ほど委員会での承認等も得てまいりましたので、まず、広瀬先生のほうからご説明いただければと思います。

広瀬 つい先ほど承認された座長でありまして、頭の中がまだきれいに整理ができていません。昨年はこんなことをやっていたということを紹介すると、なぜ今、不使用商標が問題なのかというところをまずかい摘んでお話し



ます。もともと知的財産推進計画2004のときには商標問題がかなり取り上げられていたんです。解決しなければならぬ問題を徐々に解決しまして、2005年の知的財産計画では、要するに小売サービスとコンセント制度をどういうふうに取り扱うか、この2項目だけ挙げられており、小売については導入が決まり、コンセントについては導入しないということが決まりました。これで終わりで商標は問題ないということになってしまいましたので、2006年、ほんとうは大問題が残っているでしょう、さらに2006年の推進計画の中で検討してほしい事を指摘したくてワーキンググループをつくりました。

商標の使用の活性化、商標の重要性に対する啓発とか実践、国際化についてということで、去年、商標特集をやったときに、商標は非常に国際的なので、だれでも商標なんかできるという巷の話があるんですが、そんなことはない、商標は非常に難しく、専門の弁理士というのは一握りしかいない。だれでもできるようなことを言っていますが、商標は奥が深くて難しく、ほんとうはわかっていないでしょうという話を去年の商標特集のときに書かせてもらいました。

しかし、一番大問題は何かというと、不使用商標を

どういふふうに整理するかというのが問題です。何で問題なのかというと、拒絶の引例となっている商標はほとんど使われていない商標が引例として挙がってきている。それは不使用取消審判でつぶせばいいでしょうという制度になっていますが、とりあえず拒絶が来たら、拒絶理由通知を回避するために商品の補正を出したりいろいろして、ぶつかっているものがあつたらあきらめようか、となります。不使用取消審判にお金もかかる、時間もかかるということで、不使用商標が邪魔で、選択がなかなかうまくいかない。これが日本の活性化を阻害している1つのもとはないかという事を問題にしたい。

どのぐらい不使用商標があるかというと、今、180から200万件ぐらい登録商標があるわけですが、この数は、多区分制度になりましたので、もとの数からすれば実際はもっと数がある。相当の数の登録商標があるけれど使っているものはわずか2,3割だろうと。その中で、さらに特定商品については使っており、1つの出願で全類指定と言っていますけれども、1区分内全商品を指定できる制度です。実はその中で使っているのはごく一部です。拒絶理由の引例で引かれている商品の中で、ほんとうはどこを使っているのか。使っているところでバッティングするのだったらあきらめますが、使っていない商品とバッティングしているときにはあきらめ切れないということで不使用商標をどう整理すればいいのか。

それから、使用していない商標でも侵害が起こると、使用していないけれども、とりあえずあんたは侵害ねということで侵害訴訟を起こすわけです。それで侵害訴訟に勝って使用料相当額を払えという話になるわけです。侵害しているといったって向こうは使っていないですよということを言いたいわけですね。どうしたらそういうことが解決できるのかということで、不使用商標対策が非常に重要ということで去年議論を大分いたしましたして、検討の結果、いろいろなことを提言しております。不使用取消審判自体を変えればいいのか、印紙代が高過ぎるのではないのか、全類指定という1出願で全区分商品が指定ができる制度がいけないのではないかと、いろいろな提言が出ています。

この問題を置いたまま商標問題を解決したみたいな話にして欲しくないという思いがあって、私が発言したことについて話させてもらいますが、要するに不使

用商標をどう整理するのかをもう少し真剣に考えてくださいと。特許庁は権利を創設機関であり、権利化後は裁判所でのやりとりになります。裁判所の方は、不使用商標であったとしても似ている、似ていないということで権利侵害を決めてしまうと思われま

す。裁判所では実際の混同が生じているかどうかを具体的に判断しようとしていると聞きます。裁判所と審査の関係をどうすればいいのか。審査の中に実際の営業活動の混同のおそれを入れた方がいいのかどうか、そんなことを考えながら検討しています。

先程の話の追加ですが、200万件ぐらいの登録が現在存在している。その中で昭和49年に特許庁が不使用率の調査をしたときに74.8%が使用していないというデータが出ています。それから、日本知的財産協会を通じて平成5年に使用率の調査をやったのですが、65.3%が不使用である。また、食品特許センターが平成5年にやったデータ、これは民間の方でやったんですが、81.4%が不使用であると出ています。200万件のうち、7割から8割使われていない商標で保護する必要のない商標が現にあるわけです。

使っている商標3割ぐらいなんです。今、45区分ありますが、平均1区分当たり20.7%の類似群があります。類似群ですよ。ということは、その中でもし1品だけ使って、その類似群を使っていると仮定したとしても95%は使っていないわけです。5%です。となると、98%から99%が不使用部分なんです。いわゆる権利としては不使用が7割、使っているというので95%使っていない、全体から見ると90%が使っていない、それが現状です。

アメリカでは1980年代に26%の不使用率。これは商標協会誌の2号か何かに掲載しているんですが、26%ぐらいいったときに不使用対策の強化をしている。そのぐらいが普通なんですね。だから、今、日本がいかに末期的状況でおかしくなっているかというのをご紹介したいと思います。

不使用取り消し件数は平均1,500件っていません。1,500なんていうのは微々たるもので、不使用取り消し審判制度があるからいいじゃないかという問題とは全然違う話です。

神野 商標はあまり取扱っていないので質問させていただきたいんですが、さっきおっしゃったように問題が起きたら不使用取消審判でつぶせばいいんじゃない

いかとすぐ思えるんです。1,500件ぐらいしか利用されていないとか、いろいろ問題があるとおっしゃられたんですが、その問題を、例えば印紙代が高いとか、具体的にどのぐらい高いとか、それから期間が絡むとか、そういう問題をちょっとご説明を願いたいと思います。

広瀬 これは今年、特許庁の商標課で調査した結果でまず調査についてですが、商標の使用決定時期が調査完了時、出願完了時、これが8割方です。商標の出願時点は企画検討時、開発着手時、試作完成時、ここで6割出ています。使用開始は出願から7ヵ月から9ヵ月。今、審査が7ヵ月ぐらいかかっていますが、7ヵ月から9ヵ月では8割方が使用を開始しています。もう一つ、ライフサイクルなんですけど、大体5年で半分ぐらい、残りの2割ぐらいが10年、20年もつ商標です。

不使用取り消しをやっても最高に早くても数ヵ月かかるわけですね。その間待ってられないから次に変えるしかないんです。だから、よほど惚れ込んで、このままでないとだめだという場合には不使用も考えますが、調査でぶつかった段階で次に変えるしか時間的にゆとりがないんですね。先ほどの決定時期からいってもものすごく早いですから。

不使用取消審判は相手方が応答するかどうかによりますので、下手に応答なんかされると、やたらとかかりますね。どういう証拠が出たかによりますし、いいかげんな証拠でもかなり時間がかかるので、答弁が出してしまうと2年ぐらいはかかりますね。

神野 時間がかかるというのは、最大とは言えないけれども、非常に大きな問題であるということでしょう。

広瀬 そうですね、世の中のスピードが速いんですから。それと特許の場合と商標の場合は事情が違いました、商標の場合には、調査した時点で登録可能性が8、9割わかるんですよ。登録可能性がわかればすぐに使い始めたいですよ。特許の場合には1年半のブラックボックスがあるので登録可能性はわかりませんよという段階があるんですが、商標の場合には出願前にほとんど判断することができるわけです。調査すれば必ずどちらかに転ばせるというか、やめなさい、とはつきり言えるわけですね。先願があれば次の候補という話になりますね。

井滝 あとは登録から3年間たたないと、不使用取り消しを起こせないことです。そうすると、登録になったばかりとか、先願が出願中で、ものすごく広い指定商品を含んでいて、明らかにこの商品には使っていないということがわかってい



ても、登録から3年たたないと不使用取り消しが起こせないですね。実際、私の経験で、依頼者はどうしても使いたいという商標なのですが、先願があるんですね。それで交渉したんですけども、返事が全然来ない。こちらも大事な商標だったので登録から3年待って、それから不使用取消審判を請求して、結局登録まで5年ぐらいかかったというケースがありました。

鈴木 あと、不使用取消審判というのは、今は日本も大分アメリカナイズされてきましたから抵抗感なく出す企業が増えましたけれども、どうも自分の持っているものにケチをつけられるというイメージを持っている人が多いんですね。古い企業はそういう企業が多いんです。ですから、かけられるのも嫌だし、かけるのも嫌だという、ちょっと特殊な受け取り方をされるケースが多いです。最近、外国の企業が多く入ってきたおかげで大分やりやすくなりましたが、それでも、そういう気分が1,500件ぐらいという結果に出ているんじゃないですかね。

これは先ほどの広瀬先生の話と重なるかもしれないんですが、要は商品開発の段階で商品を決めるのは結構ぎりぎりな時期に来るんですよ。だから、その時点で使えるかどうかすぐ教えて欲しいから、だめだったら変えちゃうということで不使用取り消しを待っていないんですね。ですから、その辺はわかっていたきたいです。現実には制度としてはそういう制度はあるけれども、現実にはあんまり使えないんですよ。今、井滝先生が言ったみたいによっぽど重要で逃げられないという、外国から入ってくるようなブランドの場合には変えようがないですね。この場合には出ますが、そうでない場合には、ほかの名前に変えてしまうということが多々あるからだと思います。

押本 私の依頼者というのは使用開始時期は商標調査してから2週間後なんです。そうすると、調査で第

三者の商標が発見されると不使用取消審判を請求した場合、結論がでるまで幾ら早くても6ヵ月ぐらいということで、どうしても交渉に時間がかかる。でも、使用開始は2週間後なので交渉ができない。だったら、新しいネーミングで再調査してオーケーなものを使用しようという形になってしまう。依頼者の中には、使用開始まで数ヵ月あるという場合には、商標出願してすぐに第三者の登録商標に対して不使用取消審判をかけたまま、拒絶理由通知が送付されるころには不使用取消審判の審理終結という形でうまくスムーズに登録に導いたケースもありますけれども、それは本当にレアケースだと思います。

不使用取消審判の請求人を見ますと、外国の企業はモラルとかに関係なく、自分の登録商標の弊害となるものに対しては積極的に不使用取消審判をかけます。その結果、外国の企業の場合は90%ぐらい勝っていると思います。ところが、日本企業というのは企業観、上場会社同士のモラルがありまして、担当者に声もかけずにいきなり不使用取消審判を請求するというのはモラル違反というものの考え方が浸透しております。ですから、むやみやたらに不使用取消審判をかけるということとはできない。ところが、外国人は請求する。そうすると、日本企業が躊躇している間に外国人が不使用取消審判をかけて権利を取ってしまうという変な制度になりつつある。2004年で1,644件という形で、不使用商標は百何十万件あるのに不使用取消審判の請求件数は1,644件ということで数%しか制度は成り立っていない。

平成8年改正前というのは更新出願制度というのがあって、商標権者等が商標を使用している場合に限り更新できた。この更新出願制度のお陰で更新対象商標の3分の1ぐらいの商標しか更新されない状況だったんです。ところが、更新申請という制度に変更されたおかげで、お金さえあれば更新できるということになり、商標の更新率がアップした。だから、更新率3割だったものが6割ぐらいになってしまった。そうすると、今後、不使用商標がどんどん増える状況にある。それを野放しにすると、第三者が商標採択する余地がどんどん狭められる。そういう制度であったら日本の制度は崩壊してしまうから、それを何らかの形で一掃する新たなアイデアが必要になってくるということだと思います。

広瀬 外国の制度をここで説明してもしょうがないんですが、日本は登録主義というか、使用を前提としていない登録を認めていますね。3年間のうちに使用しなさい、モラトリアム3年間。アメリカの場合は使用してなければ出願させない。使用している商標は保護するけれども、使用していないものは全然保護しないという制度が普通なんですね。ですから、日本の使用を前提としない登録主義をいかに修正していくか、使用を強制するかが問題です。不使用取消審判がかかればいいということになってはいますが、ほんとはアメリカみたいに使用しているということを証明させればいいのか。どうやったら使用を強制させられるか。それと、使用していない商標、あんなに広い範囲の商品をとり続けるというのはおかしい。何年かたったら使用しているところに限定して欲しいということはどうすればいいのかというのはまだ答えはないですが、外国と比べると日本の制度は大分おかしいという感じがしますね。

押本 アメリカは確かにそうかもしれませんが、ヨーロッパの場合、必ずしもそういう制度になっていなくて、指定商品を広くとっている権利者もいます。ですから、日本だけが不使用商標だらけというわけではないと思うんです。



広瀬 話が変わるところへどんどん行ってしまいますが、ヨーロッパなんかは二重登録を認めるんですよ。1番目の登録、2番目の登録、3番目の登録で、後ろの登録でも登録になる国が結構多いんですよ。相対的拒絶理由と言っているんですが、相対的に前に権利者があっても次の人とバッティングしなければいいわけですよ。混同を生じない範囲で使えばいいんです。だから、すみ分けができるんですね。それと、コンセントをもらえる可能性が非常に高いですね。商標というのは交渉だと考えている。

今井 私は、費用面から申し上げたいと思います。不使用取消審判の印紙代は、1区分の場合は、55,000円かかります。ところが、最近は、書換がある程度落ち着き、従前1区分であったものが多区分に書換えられている権利が多くあります。このような書換登録さ

れた商標を引用して拒絶理由通知をされた場合には、複数の区分に対して不使用取消審判を請求しなければならない場合が多々あり、その場合は、区分数に応じて、55,000 円に 40,000 円ずつ印紙代が加算されてしまいます。不使用取消審判を請求しなければならない方にとっては、印紙代納付負担がかかり、審判請求を止めるか、商標を変えるかというような躊躇をせざるを得ない状況になってしまうのが実情です。

山口 コストの面なんですけど、依頼者側からして審判を提起して終結するまで、弁理士費用を含めてトータルな費用でいうとどれぐらいかかるものなんですか。

今井 トータルで 30 万円位であると聞いています。ただ、弁理士費用は、事務所によって異なると思います。また、このケースは、1 区分の場合の費用なのでケース・バイ・ケースでもっと増える場合もあると思います。そうすると、新たに別の商標を出願したほうが安上がりになることもあると思います。



押本 ただ、不使用取消審判の場合は、答弁する場合は請求に係る商品のいずれか 1 つの商品について使用していることを証明すれば良いわけです。それを立証してくるから、請求人が反証する場合も、その商品を使っていないよというだけなんです。審判の審理対象はたった 1 個の商品なんです。にもかかわらず、区分が多区分にわたるから料金が 5 万 5,000 円プラス 4 万円ずつ上がっていくという制度はもともとおかしいんじゃないかということで、昨年、ワーキンググループとしては料金も見直すべきじゃないかというのを出したと記憶しているんです。

鈴木 審理していないのに、そのお金ですよ。3 ヶ月で終わってしまうやつもやるんですけど、出てきて答弁が来ないから 3 ヶ月で終わるだけでしょう。それで 5 万 5,000 円もとるんですから…。それが 30% ぐらいあるのかな。もっとありましたっけ。

押本 もっとある。

鈴木 何しろすごい率であるんですよ。そういう制度はあまり使いたくないですよ。

もう 1 点、今、外国の制度の話でありましたが、日本の制度はものすごくよく機能してきた制度なんですよ。出願の制度もまとめて出願するというのも非常にいい面はあるんですね。今までうまくいってきたわけですから、ある意味ではものすごくすぐれた制度をつくったと私は思うんです。ただし、すべてについて通用する制度はあり得ないわけですね。日本の制度の場合は、不使用商標がたまってしまっているというのがある意味唯一の欠点なのかもしれないですね。ですから、これをうまく排除できれば、日本の制度は世界一の商標制度になるかもしれないですよ。そういうものだと思うんですね。だから、真剣に対策をしたらいいんじゃないかなというのは 4 年ぐらい前から私も委員会に、押本先生が参加していたころも多分やっていたと思うんです。ですから、そういうこともあるので、制度が全部悪いと言っているわけではないんですよ。ただし、いい制度だから逆に悪いところが目立つというのかな。

押本 とにもかくにも、商標法条約に入った関係で、更新出願制度というのが平成 9 年からなくなったんですね。その更新出願制度があったならばもう少し整理できたのに、それができなくなった。それにかわる制度を何か見出さないと、今後、不使用商標というのはどんどん増えてしまうだろう。

本宮 皆さんのお話している中で、1 つは、今、押本先生から言われたように、使用をチェックする場が現状では基本的に不使用取消審判以外ないという状況にあること。それと、諸外国のお話が出ましたけれども、アメリカで言えば、登録の際に使用を見ていくし、5 年目、6 年目のときにまた見ていくという方法が採られているということ。ヨーロッパの場合には、異議のシステムのところ、使用していないものをベースとして異議をかけたなら相手方から不使用の抗弁を出せるというシステムを採っていること。そういう意味では、日本の場合、使用のチェックが平成 8 年の改正以降なくなっているというところに問題があると言えるのかもしれないね。

それから、それが審査にどのような影響を及ぼすのか。審査に関しては、ある面、審議会等でも審査・判断の硬直化ということを言われています。そこで先ほどコンセン特的話が出てきましたが、取引の実情に合った審査に今はなっていない状況にあります。その

意味では、取引の実情に合うような審査の枠組みも考えなければならぬし、コンセントの問題を考えると、やはり不使用の問題がネックになってきます。そういう意味で、審査の側面からも考えなければいけない点もあると思うのですが、この辺を含めて何か意見はございませんか。

押本 先ほど広瀬先生がアメリカの制度を紹介されましたけれども、アメリカの場合は5年目から6年目の間に使用供述宣誓書を提出しなくてはならない。提出しなかった商品については権利が消滅するという形になります。マドリッドプロトコルにもアメリカは加入したけれども、現在もその制度が残っている。不使用商標である限り、大体5年目、6年目で何らかの形で使用宣誓書にかわる証明書は出せない状況にあるんじゃないか。そうすると、日本もアメリカの使用供述宣誓書制度に準じたものを設ければ不使用商標というのはかなり整理できるのではないかなという形で、昨年のワーキンググループからも特許庁に提言しております。しかし、特許庁としては、審査負担の重課という懸念があるようです。

そこで、証明書を出すだけでもいいじゃないか。万が一、第三者から証明書の内容がおかしいというクレームがあったら審理するという制度だけでもいいじゃないかということで、審査しない使用供述宣誓書の提出制度はどうかという形で提言しているんです。証明書を提出しなかった商品について権利消滅。そのかわり、提出した後に第三者から異議申し立てがあったら審理の対象になってしまう。そうすると、不用意に使用していない商標について使用供述宣誓書を出すことはできなくなるのではないか。それについては皆さんの賛同を得ているわけじゃないんですが、そういうことも1つの要素として考えられる。

本宮 今後、委員会レベルでも、今の意見を当然含めながら、どのような手段があるのかという点を考えていかなければいけないところだと思うのですが、ほかに、こういうのがあればもっと不使用商標の排除に機能するのではないかという点について、皆さん、どうですか。

広瀬 その前に不使用取消審判の成功率は81%です。だから、答弁するのが2割ぐらいあるんですね。答弁してほんとうに使用しているということが証明されれば、これは絶対負けちゃいます。それは答弁が来

て、きちんとしたものが出ていけば、これは文句ないわけですけども、いいかげんな答弁もあるんですね。

私の意見としては、不使用取消審判は請求の趣旨の変更はいけなくなっていますが、使っているものについては登録維持で、使っていないものについては取消しにするというように、もう少しフレキシブルに扱ってもいいんじゃないかと思います。

それから、鈴木先生がおっしゃっておられるように、制度としては大変うまい、いい制度なので、不使用取消審判を2万円ぐらいとか、もっと安くてもいいですね。要するに答弁が出ない場合はほとんど審査も何もやっていないわけですから、その分の費用で、もし答弁が出てきたら、さらにお金をとるという方針で、どういふふうにとるかはわかりませんが、それも1つの方法じゃないかなと思います。

神野 どうもありがとうございました。非常にいい考えだと思うんですが、ただ、不使用取消審判の制度をいじくっても、1週間か2週間で結論を出すことは制度的に無理だと思いますし、それから3年の猶予期間もある程度リーズナブルなものと思うので、これを縮めることも無理だと思います。不使用取消審判の改正だけでは少しはよくなっても根本的な解決は無理じゃないかなという感じがしたんですが、そんな認識でよろしいんでしょうか。

広瀬 合っていると思いますよ。5年ぐらいで使用チェックをやるというのが一番リーズナブルな制度じゃないかと思います。

不使用取消審判をやって負けるということになれば、あまり広い権利を獲得しておかなくなるんじゃないかとも思います。そうしたら、それが常識になって、アメリカのように使用しているものについてだけしか



取らなくなる。商品をつけ加えてくれる制度があればいいのかもしれないですが、何しろ広くとおかなければならないという強迫観念があって、何でもかんでも広くとおきたいんですね、維持しておきたい。あれが崩れないとだめですね。

鈴木 先ほどの話にも出てきましたけれども、1つは、不利用の抗弁は重要なと思います。要するに権利行使ができないような商標を持っていてもしょうがないということになりますので、不利用の抗弁を認めるような形になると、自然とストック商標は持たなくなってくるんですね。ですから、そういう方向もやはり考えたほうがいいかと。業界習慣を最終的には変えないと出願件数は変わらないので、出願しても使っているものだけを指定してやって、今、広瀬先生もおっしゃったみたいに、実は今の日本の企業は、それでうまくいったら持っている商品を横に広げていきたいということがあるので、それに対応する制度が日本にはないんですね。そうすると、一番最初に全部とるしかない。逆に言うと、それが途中でポシャっちゃうと、必要ないところばかりとっていることになるわけでしょう。

ましてや、ネーミングなんかをやって企業からネーミング提案を受けますね。そうすると、5つも6つも挙がってきて、登録できそうになった、気に入ったんだけれども、1つだけ採用して、あと3つ、4つは予備で出願してとっておくんですね。それがストック商標に残っていくわけですよ。ですから、よさそうな名前はみんなとられているということになるので、いや、これは出してもむだですよということが定着してくれば、少なくとも使わない商標の出願は少なくなるだろう。その辺は大きいと思いますけどね。

広瀬 引例で引かれた商標に対して、この引例は使っていないという抗弁を出願人の方から勝手に出して特許庁が調べる制度にすると結構減りますよね。とりあえず業務をやっているかどうか、3条1項柱書の話は出ていませんけれども、3条1項柱書でどんなことをやっているのと、とりあえず引例の権利者に聞いてみる事にすると引例を引けなくなりますよ。

押本 大正ぐらいに審査官の方から取り消しをかけるという制度はあったんですね。でも、今はなくなっている。

広瀬 今の中間をとると、拒絶理由をもらってたく

さん引用された。そうしたら、不利用取消申請みたいな構成にして無料でやらせて相手方に送る。出てきたら、今度、審判か何かに切りかえればいいのであって、そこから印紙代をとるとかね。イージーにボンボン消せるようなシステムだったらまだ利用はできる。

押本 ただ、私、先ほど広瀬先生の意見にちょっと反対なのは、一部容認、一部棄却となりますと、答弁する側は請求にかかるすべての商品について使用立証した答弁しなくてはいけないということになる。すると、審判請求にかかる代理人の費用もどんどん膨れ上がる可能性があるんですよ。今の不利用取消審判の代理の費用だって弁理士会から積極的に値下げを断行したのです。昔、15万円のものを13万円にした。2年ごとに値上げの風潮にあった代理人の手数料を唯一下げたのは不利用取消審判なんです。だけど、十何万では、まだ高過ぎるとなっていると思うんですね。それがすべての商品について全部立証しないと不利用取消審判を免れないということになると、先ほどの印紙代の問題も5万5,000円プラス4万円ずつ増えるというのがありましたが、それをどんどん増やさなければいけなくなるし、審理対象も増えてしまうから、審判官自身の審理も実質的にできなくなってしまうんじゃないかなという懸念がある。

広瀬 押本先生の意見に、言っちゃいけないのかもしれないんですけど、短冊（類似群）ごとに1つずつ使っていれば、短冊（類似群）が守られる、だから、20個短冊があったら20個全部、商品1個ずつ証明していけば全部がカバーできるんですね。

類似群ごとにやればいいので、効果的に反論することであれば、そんなにたくさん出さなくてもいいかなという感じはありますけどね。

吉井 今、類似群コードの話が出たので意見を言うと、今の制度だと、同じ分類内のすべての類似群コードを指定して出願し、登録を受けても必要な類似群コードだけの場合と費用は変わらないんです。私の事務所ではこのような全類指定の場合でも弁理士の手数料は変わらないんです。従って、同じ類であれば全類指定しない方が損なわけです。使っている、使っていないに関係なく。多分皆さんもよほど無関係な類似群コードは別としてもほとんど指定していると思うんですね。そして、拒絶理由がかかると、かかった部分だけ削除するだけなんです。ただその時に、この削除の

手数料を請求するかどうかは迷います。この場合は請求しないようにしようとか、仕事したんだから請求はすべきだとか事務所内でいろいろな意見がありまして、でも、お客さんがお菓子しか要らないと言っているのに勝手に私が米やそばなど全部指定しておいて、それで米に拒絶がかかったから米を削除、この削除の手数をいただきますというわけには、なかなかいかないのが現状というところですね。しかし、弁理士としては指定しなければ損なわけですから、やっぱり指定してしまう、で、登録を受ける。だから、今後も、どんどんそういうふうになっていくので、歯止めをかけるのは、類似群コード毎に権利が個々に発生しているわけなんです。そこに夫々料金・印紙代・登録料をかけるか、個々に使用証明を出させるか、どちらかしかないと思います。

今井 中国の出願ですと、商品のアイテムが10以上になると印紙代が増えていきます。このようなシステムであると、出願の時点で商品の絞り込みを行うので、不使用商標対策には良いのかと思いましたが、難しいようですね。

本宮 今、類似群の話が出ましたが、個々の商品について、一商品をどこでとらえるかという問題はいろいろな議論をするときに必ず出てくる問題だと思うんですね。あと、今、吉井先生がおっしゃられたのは、ある意味、全部書いていくというのは不使用商標を発生させる要因になると思うんですね。これに関して、3条1項柱書の適用の強化ということも、審議会等で検討されているところですけども、皆さんは、それは当然図らないといけないというように理解していると考えていいんですね。

鈴木 しょうがないでしょう。

本宮 じゃ、どういう形を考えたらいいですか。

押本 まず、商標法条約から脱退する。(笑) 極端な話ですが、あれがあるために日本の制度がゆがめられているところがあるんですよ。

神野 そういう条約があるから更新登録制度をとることができないと。

本宮 いや、条約の関係で言うと、更新についてはリンクさせる形で使用チェックをしてはいけないという規定が入っているだけです。

もう一つ、その条約との関係で言うと、実際に機能していたかどうかは別として、条約に加盟する前に

は業務記載というシステムがあったのですが、そのような記載を求めてはいけないという規定が条約上であり、それをうけて業務記載を止めたという経緯があります。結局、使用チェックが出願から登録まで、登録後においても一度もなされないという状況が今生まれているというところですね。出願のときの規制の関係で押本先生は話されたのではないかと思います。

広瀬 3条1項柱書というのは、自分が業務として使っているものでなければ出願できないと規定しているんですが、それは出願時点でも反映されないし、更新のときももちろんリンクさせてはいけないというので、どこにも反映されていない。どう反映させるかというので、3条1項柱書を動かすとすると結構難しいかなと感じがある。もっと簡単なやり方で、不使用取消審判をかけられた人は負けたら印紙代を払うとか、何か別なからめ手を考えたほうがいいと思う。

押本 今でも一応請求はできますよ。

広瀬 業務記載とか3条の柱書はプレッシャーだけだったんですね。プレッシャーだけではだめなわけ。今度、使用チェックはどちらかという強制ではあるけれども、あれも強制でやってくれればいい。でなければ今度、持っているということに対してデメリットを与えなければいけない。ある人が権利を持っていたら不使用取消かけられたと。特許庁の窓口で相談したら、放っておけばそのまま済みませよ。そうしたら審決がおりた。当然被請求人の負担とすると来たよね。これ、どうしたらいいんですか、放っておけばいいですよとやったら請求が来ちゃった。そこからもし行政で争ったら、権利の上に眠るものであんたが悪かったんだよと出るはずですよ。そういうのがバタバタ出るようになると、持っているのがプレッシャーになる。持っているのは権利の上に眠る、悪だという形。ないしは、デメリットで料金を請求するか、みんなでやり合うか。

本宮 そういうふうになると、多分、吉井さんはその分類の商品を全て記載するというのをしなくなりますよね。

吉井 そうやって不使用取消になったならお金を相手から取られてしまう制度にするくらいなら、類似群コードごとにお金を最初からとっておくべきですよ。争いになって不使用ならお金を取られてしまうことで不使用者を懲らしめるんだとしたら、最初から登録

時に登録料プラスアルファを取るべきですよ。お金で罰則を与えるのなら、最初から登録料を高額にすることで不使用を抑制するべきと考えます。

広瀬 デメリットは金だろうけど。入り口でとるか、後でとるか。

吉井 例えば、使用証明を5年に一度出すことを義務付け、出さない類似群コードの商品は部分的に消滅する制度の方が良いですね。使用していないと相手からお金を取られてしまう制度の下で仕事をしたくないですね。弁理士としては、



不使ったらお金を取られる制度の下で仕事をするより、使用していることを証明し、証明できなければ部分的に取り消される下で仕事をする方がやりがいがあると私は思っています。

押本 ただ、第三者負担、要するに敗者負担という形になると、確かにいいんですが、大企業というのは今潤っているから幾らでもお金があるんですよ。中小企業の方からすると、確かに余分にとりました、それに対して不使用取り消しかかりました。負けた場合に、お金を払いなさいという制度にすると、中小企業の保護、育成という観点から問題が残る。そこで、じゃ、放棄しますと答弁した場合には敗者負担とはしない。

押本 でも、中小企業の場合、極端な場合、審判になると答弁にお金がかかるから、使っていたとしてもあきらめちゃうというのがあるわけです。でも、大企業は逆にお金があるので答弁に時間とお金を費やす。

広瀬 使っていて採算あったら絶対あきらめない。あきらめるのは採算に乗っていないときだよ。

押本 でも、答弁するとなると30万かかるじゃないですか。だったら、年間利益が30万出てなかったらあきらめるほうがいやになってしまう。それを導くような制度にするのか、業務記載とかそういうところで、まず出願の商品を、サービスをもう少し絞るようにする。それから登録後5年目、6年目で使っていない商標はどんどん消滅させるようにして、自然淘汰できるような制度でもだめだったら次というほうが良いような気がする。

吉井 類似群コードが10個集まって1分類ができ

ていれば、類似群コード一つ一つが10分の1の費用と考えて、全てだと15万1,000円になるようにするのが一番いいとは思うんだけど。

久門 それでもいいんですけども、更新申請のときに、本当に使用したいものか現実に使用しているものだけを更新していくように制度を変えれば少し整理ができるんじゃないかなと思っているんですけど。

押本 ある意味で書き換え制度というのはそこにもあるんですよ。要するに1つの商標権が10区分の権利になったと。今、更新すれば15万1,000円だけど、次の更新手数料は150万円になるんですよ。そうすると、使っていない商品に関する区分はどんどん更新対象から外すというところで、書き換え制度が生まれているところもあるんですね。

広瀬 だけど、それは国際標準になると、また同じことをやっているんだからだめだよ。

押本 もちろんそうです。

吉井 今の話は、不使用商標を更新時に捨てれば特許庁は値引きをするという意味ですよ。不使用商標を捨てて要るのだけ残すような形をとれるような……。そうすれば15万1,000円を払わなくても良いような……。

久門 そうですね。値引きをする場合もあるし、大企業で、この類似群も、この類似群も、この類似群も欲しいというのであれば、15万1,000円×3でも更新申請するのではないのでしょうか。

広瀬 それはすると思うよ。

本宮 今いろいろ出ていますが、どうもお金の話ばかりになってきていて、大企業だったらお金があるからやるよねということではなく、使っているものだけに本来は更新してほしいという形で、それに対するお金が幾らなんだ、と考えなければいけないと思うんですが、皆さん、その辺はどうですか。

鈴木 そうなんですけど、結局、お金でやるのが一番わかりやすいから言っているだけで、ほんとうは不使用の抗弁みたいな制度をつかって、実際に使っていないものは張り子の虎なんだから持っていても困りますよと。それは取り消されるよという教育を5年とか何年もやっていって、それでだんだん減らしていくとソフトにやるのか。それとも、費用をガンと変えて、これから持っていたら大損こくぞと思わせてドラスチックに変えるのか。それとも、制度として使ってい

ないものは持てなくしちゃおうようにするのか。その辺のところのやり方はいろいろ違うんですが、いずれにしても、制度として今後増えていかないようなものをまずつくって、今まで既得権で持っていたものをある意味徐々に奪っていくわけですから。まあ、既得権だと思っているのが間違いなんだと言う人もいますけれども、それを奪っていかなければいけないわけですから、それはわりと段階的にお金をだんだん上げていくという制度があるかもしれないし、いろいろなやり方があると思いますが、そういう形で両面から、新しく出すほうはとれなくして、要するにたくさんはとれなくして、今あるものについてはだんだん狭めていって、大体そんな方向になるんじゃないですかね。

広瀬 資本主義の尺度は、必要性の度合いに応じて自分で選んでいくのが財産の大きさだからね。だって、45区分、パーッとおれはとりたいんだという気持ちを持っていたって、お金を持っていないととれないしね。それだけ稼ぐんだったらとっていいし、とってみてむだだと思ったら下げてくるのも経済学だからね。だから、経済力が基本で物は考えるしかないんだと思うけどね。

広瀬 不使用商標を全部削除していいんだけど、大手企業は今までの予算を減らしたくない。だから、捨てるということは考えない。もっと経営者層を集めて、この話をしたらバツと消えると思う。

押本 ただ、私はお金の問題で不使用商標を何とか言うのは変だなと。というのは、例えば更新手数料15万1,000円で高いと言っておきながら、ある意味で今度は上げたほうがいいのかという意見が出てきた。そうすると、我々の主張に一貫性がなくなってくるだろうと思うんですよ。制度上どうあるべきかということ論ずべきかなと。

1つは、今、不使用取消審判がありますよ。でも、請求するのは大変ですよ。じゃ、万が一、相手が権利行使する場合には当該商標の使用を立証しなかったら権利行使できませんとする。欧米なんかそうですよね。そうすると、権利行使できないのであれば広く権利化する必要性がないという考え方になってくる。だから、制度的に、不使用商標でも独占権はあります、差し止めできます、損害賠償請求できます、3年間はとにかくできますとなっているけれども、それすらも撤廃しちゃって、とにかく権利行使するんだしたら、

あなたは使用していることを立証しなさい。その上で初めて差止請求権、損害賠償請求権を主張できるという制度に変えると大分整理される要素が生まれるんじゃないかなと。さらに、先ほど追加で申し上げました使用供述宣誓書にかわる何かの制度を設ける。訴訟が起こらなくても中間で権利が消滅するような制度を生まなくてはならない。

広瀬 使用証明を出させるのは単なる精神論だから実効性がないという話があるんですが、実はかなりプレッシャーがかかるんで、業務記載を書かされたときですら、ありそうもないような業務を書いたりすると、これはどうですかというのが上のほうに書類が回っていったりすると格好悪いからというので、プレッシャーになったんでしょうね。使用していますという証明をさせる。それが問題になったら実際に双方対立の形で証明させるということになるんですが、とりあえず特許庁は使用していることを証明しなさいと言うでしょう。例えばアメリカでは、変な証明が出てきたら、罰則まではいかなかったとしても、アメリカなんかフロードというのがあるので、詐術的に何かやってはいけないわけですよ。だから、使用していないものについて使用している、この商品、全部使用していますというのが出たら、早速、詐術じゃないのと言ってみるというような制度は精神論かもしれないですが、かなりプレッシャーはかかるので、5年目でも6年目でもいいから現状を維持しながらやるとすれば、そういう制度は結構いい制度なんじゃないかなとは思いますが。

前回の改正のときに宣誓書が出た。出たけれども、法制局が日本の風土にはなじまないと、宣誓書は認めないんだよね。でも、事情が違ってきていますから、



また検討すればいいと思うんです。やってできないことはないし、罰則をあれだけ規定しているんですから罰則強化したっていいですよ。

押本 宣誓書という言葉がいけないのであって、それにかわる日本的な言葉に置きかえた制度を提言すればいいのではないかなど。

神野 要するに使用証明書を出せということですね。

広瀬 使用証明書を出せ、ただし審査はしない。使用証明書をただ出せばいいんです。

神野 更新申請と使用証明と……。昔の制度に戻ってしまうみたいなんですけど、一緒にの時期に出すということは……。

押本 一緒ではないから大丈夫です。

広瀬 使用証明する書面を出せと条文はそれしか書いてなかった。それなのに、審査基準で写真提出で認めるとか何とか、ほんとうの脱け殻になった。それでインチキばかりが出てくるようになったということは、そこの審査基準のつくり方に問題があったと考えられる。

神野 それを充実させれば一部の問題は解決するのかなという気もするんですけど。

広瀬 そう、それでいいと思う。

押本 そうです。更新出願と同時の提出を求めることがだめだから、ある意味では提出の時期をずらせばいいと思う。

広瀬 かかわらせなければ同時だっていいですよ。更新は認める。そのかわり、同時に出した使用証明がだめだったら、更新をせっかくしているけれども、権利は実効性がないというだけの話。アメリカはそうです。

本宮 そうですね。要はリンクさせない形でやる分には問題ないし、今でもアメリカはそのまま残していますし、日本はあどきにきれいに外しましたけれども、その辺の問題は登録後における大きな問題として考えなければいけないということになりますね。それと、出願の段階のときには、3条1項柱書の適用についてももう少し厳格化を図りながら進めていかなければいけないということ。あと、不使用の抗弁も考えていかなければいけないということ。今までなかったものとして3つ挙がってきましたが、不使用取消審判という今ある既存の制度に関しては、もっと利便性を向上

させるようにするという点も挙げられますね。集約すると、このような形になるのかなと思うのですが、これ意外に何か考えられるのはございますか。

鈴木 さっき吉井先生がおっしゃったように出願の制度の仕方ですよ。単品でしか今は認めていないじゃないですか。いわゆる全類指定が事実上残っているんです。あれを3条1項柱書で見ると、何で見るとかわからないんですが、一定の制限、要するに使っていないか、または使う可能性が明らかでないものについての指定は基本的には認めないようにする。どうやってチェックするのか、お金でチェックするのか、今のところアイデアはないんですが。

押本 でも、1つ考えられるのは、願書への業務記載ではないけれども、企業は必ず定款があり、企業目的がありますよね。その企業目的の範囲内において指定商品及び役務を指定しなさいというようなことも考えられる。

本宮 それはまだ広いと思いますよ。

押本 いや、広くても、まだ価値はある。

神野 定款には附帯する業務と書いてある。(笑)

押本 附帯は認めるべきではない。45区分出すというのは、本来、スーパー等の業種でないといけない。いやスーパーでも目的からはずれる区分があると思います。

本宮 今の45区分という自分の会社のハウスマークと普通の個別の商品につくマークと、両者は別々に考えなければいけないと思いますが。

広瀬 それをごちゃごちゃに議論したらおかしくなる。

今井 出願には、企業によるものではなく、個人による出願もあります。

押本 もあるけどね。

本宮 企業にしてみたら、ハウスマークで定款に書いてあるところを全部と、それは当然必要性があるとは思いますが、個別のある商品、この商品にのみ使うというのも当然あるわけで、その商品との関係を考えれば、今の範囲だと実効性がないんじゃないかと。

押本 ただ、今は何も制限がないわけじゃないですか。制限がないよりはあるほうがいいだろうと。

今井 そういう場合は、例えばマドプロ経由でされる出願については、どういうふうに対応されるのですか。

押本 業務記載じゃないんだよね。

今井 だから、外国の出願人に対しても、そういうのを出してもらわないとだめですよ。

本宮 今、日本の国内の話から外国が出ましたが、外国でシンガポールやイギリスなどは、たくさん書いてきたときに使用意思を求めるような書面が要求されることがあるというようなのがマドプロの願書にも書いてありますね。日本も使用意思が本当にあるのかどうかを求めるという運用でいけるのだと思うんですが、そういう持っていく方はマドプロ出願でも同じようにできるでしょうね。

鈴木 日本の制度に追加の制度があるといいですね。たくさん出したいのは、その分野に入っているもので指定商品、例えばボールペンでうまくいったからシャープペンシルも出したいくなったときに、もう一回、後から出さなければいけないのはつらいわけですよ。だったら初めから一緒に出そうとなるところがあるわけで、そういう追加が比較的簡単にできるような制度があればたくさん指定しなくていいかなというのはあります。

押本 でも、そんな国、ほかにありますか。

鈴木 いや、ないけど、事後指定みたいなのだったら……。

本宮 今の考えは事後指定ですよ。事後指定でマドプロでいく場合には商品の追加も事後指定でできるわけですから。それは考えられるというか、それがシステムとして入れれば最初から少なくしておきますか。

鈴木 いや、すぐにはできないけれども、きっとだんだんそうなるでしょうね。

押本 でも、一々審査しなければいけないわけで、実質的な出願と同じになってしまう。権利が1つ、登録料が1つという形なら良いですが……。

吉井 もともと分類というのは、私はクライアントに説明するときによく使うのですが、1料金の単位と説明しています。だから1単位を決めた以上は、そこはいっぱいにとって良いことになっているわけですね。だから、お菓子しか実際は使わないのに調味料までとって良いのかという議論と、何も使っていないのにずっと更新している人をどうにかしようという議論とを一緒にするのはどうかと思うんです。例えば地方、特に中小企業はお菓子をやっていたら調味料はやっていないわけです。しかし、大手企業の大々的な調味料

の使用によって自分のブランドが左右されたくないの、1料金で調味料をも持ってるということはすごく嬉しいことなんです。国が30類の一分類のお金を払えば、これだけの権利は与えますと言っているわけですから、これがある以上は仕方が無いわけで、これをまず何とかすべきなのか、それともこれはこのままとして登録後の更新時の不使用を何とか整理すべきなのか。特に使用していないのにお金に物を言わせて、とにかくたくさん分類（多区分）をすべて更新していく、それに何とか歯止めをかけるべきなのか。

広瀬 あまりにも特許的発想なんだよね。お客さんのためには権利がとれればとれるほどいい。だけど、商標制度というのは、そんなものじゃなくて、さっき言ったようにハウスマークがベストですね、1品があるからネーミングが出てくる。使うものは決まっている。それなのにバーッと周りをとって他人の妨害をしているだけというのは商標制度を壊している。だから、商標制度を真剣に考えたら、そういう発想は本来は慎まなければいけないと思う。それをみんながやっているから、こういう状況になってきている外国から受ける事件なんかは、これに出願してくれという、それよりも余計なものを書いたりすると何でこんな余計なものをつけているんだと怒られるぐらいで、まして拒絶理由が来てなければだめだなんていうことになると、おまえは何をやっていたんだと言われる。同じ料金で出せる最大範囲を書くけれども、「もし拒絶が来たら削除するのにお金かかるけど、それでもやりますか」と聞いてからやっています。でも、精神論からいくと、使いたい商品は決まっているわけですね。だから、そこだけ書けばいいんですが、一方、ほかの人はみんな広くとっているわけですね。



押本 そうやっていますね。

広瀬 だから、強制的な何かがないといけない。

押本 ある程度必要なのは、日本は類似群ということで類似範囲を決めて、それで運用している。海外は使用していると、その商標権について混同が生ずるかどうかということで判断しているので、侵害の範囲も広がったりするんですよ。日本は、どちらかというと画一的に決まっているから、じゃ、万が一商標が使用の結果有名になったときに使用商品以外の周辺の商品に第三者が介入したら困るという考えが介在して、周辺、電気通信機械器具でも電子応用機械器具にも商標を権利化しておかなければまずいということでどんどん広がっていく。だから、日本における商標権に対する物の考え方が、あまりにも商品の類似という言葉で置きかえられて、出所混同の範囲というものもどんどん狭められている。

まあ、審査における類似があまりにも侵害事件における類似と置きかえられているところにちょっと問題があるのかと思う。だから、電気通信機械器具だけに使っている商標であっても広く第三者の出願を排除でき、それから第三者の侵害も排除できるのであるならば権利化する商品は狭くてもいいという物の考え方はできるけれども、今の商標法のシステムにおいては、そういうことはできない。

広瀬 だけど、あまりにもレアケースで、そこまで有名になったら不競法でいけるんだから、通常の商標で議論しないといけない。

押本 通常の商標でも同じでしょう。使っていることが優先でしょう。

広瀬 著名で、それ以上に絡んでくるような場合というのは、それは不競法でカバーできて、商標制度はどちらかというとマイナーなほうなんだね。

本宮 商標制度の中で考えたときに、不使用の問題については、先ほど類似群の話も出ましたが、制度全体に影響を及ぼすと思うんです。類似群はどうあるべきかとか、指定商品の単位はどうあるべきかとか、というように。単に不使用との関係で1つの問題じゃなくて、商標制度全体をそこから見ていかなければいけないんだろうと思いますし、そのようにとらえて、初めて制度全体の中で考えられるんじゃないかなと自身は思っているんですが、どうでしょうか。

広瀬 出所混同を前提として、動き始めると、お金

のかかる制度になると思うんです。鈴木先生が言われたように、今の制度は非常にチープなんです。そのかわり類似群がきちんと決まっていて、類似群の中の商標の類似もみんな決まっている。見れば、すぐだれでもわかる制度を公表して、それに基づいて審査しますよと言っているから、みんなわかるわけですね。特許庁の審査官がきちんとクオリファイしてやってくれるから。実際の使用をどう判断するかは審査と裁判所とで分かれていますね。あれで安さを担保しているんだと思うんですね。使っていれば登録なんかなくたって権利はありますよというアメリカみたいな制度にしたらすごいお金がかかりますよ。だって、お金を全然払わないで使っているやつに権利あるわけですから。それを見つけないとならない。調査の段階からものすごくお金がかかるわけです。

日本は安い制度なんだから、ある程度はしようがない。単独類似群という1つの商品しかない類似群があるんですが類似の商品がない商品なんてないんです。

類似群はエッジのほうに行くと、肉まんとあんまんが非類似だったり、トマトジュースと野菜ジュースが非類似だったり、今は備考類似になっていますけど。そういう不都合があるけれども、制度としては安い制度なんだから、ある程度、それをうまく運用していくのがいいんだと思うんですね。

押本 確かに制度としては、日本の実態審査を行った上で権利化する制度はいい制度だと思います。

広瀬 安い制度だと思います。代理人手数料を払っても20万ぐらいでしょう。10年間あれば年間2万ですね。それで商売やって金もうけできるんだから制度としては安いと思う、でも使っていなければ意味ないんだよね。

押本 使っている人に対して与えられた優遇制度として位置づけられなくてははいけない。

神野 話が戻ってしまいますが、先ほどお金のデメリットで問題を解決するという話があったと思いますが、それだけで全部解決するのは問題あるとは思いますが、それなりに手段としていいんじゃないかなと私は思うんですね。その話の中で、類似群ごと又は混同する範囲ごとに更新登録の料金をとるというアイデアがあったと思いますが、これなんか非常にいいアイデアだなと私は思いました。それには何か問題があるというご意見が出たと思うんですが、具体的にどうい

問題があるのか、ご教授いただけたらと思うんですけど。

押本 極端なことを言うと、菓子というところは菓子・パンという1つの類似群なんですよ。ところが、卵だと、それも卵の1つの類似群。だから、範囲が狭いところと広いところがあって、優遇される類似群と冷遇される類似群が出てきちゃう。

神野 それは類似群のつくり方が問題があったのであって……。

押本 もちろんそうですけれども、ただ、菓子事業をやっている人は菓子・パンさえ持っていればいいという形で、最低の料金で権利を維持できるかもしれない。ところが、それ以外の業種ですと、電気製品をやっている人は、1つの商品があったら、電池があつて、スピーカーがあつて、それで電子記録媒体をかけて、電気通信もやって、それでセットで売っているような場合、4つの類似群を押さえないと商品として売れないんですね。それが片方は菓子パンで1つの類似群だから15万1,000円、片方は例えば60万といたら、それは不公平でしょう。

吉井 今のご質問に答えますと、私はこういうことだと思うんですね。お金で不使用を抑制するということがいいアイデアじゃないかとおっしゃられましたが、私もそう思うんです。しかし、じゃ、さっき言った15万1,000円という更新登録料を類似群コードごとに分けて、全部で15万1,000円にすべきなのか、全部で3倍ぐらいの料金に新しく設定して、全部とりたければ3倍にすべきなのか、要らないのを取らなければスリムになって安いですよという制度にすべきなのかということになるわけですが、お金の議論をこうやっていくと、弁理士として更新登録料について、不使用を止めさせるがために適切なお金はいくらかという議論をしていいんだろうかということが問題なのではないかと思うんです。最適なお金の設定はどうしたらいいかというのは、今、先生がおっしゃるよう難しいと思うんです。

押本 まず最初に、代理人手数料を下げるつもりはあるんですかと言われます。

吉井 もし、あらゆる業界で協議してみんなうまく決められる料金があれば、素晴らしいことだと思いますね。

神野 いろいろ問題はあるとは思いますが、さっき言った類似群の範囲とか何かは工夫で解決できるかなという気もしなくもない。少し検討の余地はあるかなという気はちょっとするんですけど。

押本 現実に、不使用の抗弁ではないですけども、小僧寿しの判決が出た以降、お客さんに使っていないで実際に損害賠償を請求できないことがありますよということを使うようになったら、出願する件数とか、そういうのも変わってきましたよ。ストック商標もどんどん整理するようになりました。1万件ぐらい持っていたお客さんが1,000件ぐらいにしたりとか、そういうふうにしてだんだん削ってきているのも事実なんです。ですから、不使用取り消しがやりやすくなって実際どんどん取り消されたら、使わないものを出すのはよましようというのを担当者が積極的に宣伝するようになると会社は出せなくなるんですよ。そういう制度は説明すれば聞くようになるんですけども、まだまだ説明が足りないですね。

確かに今の制度でやっていっても、ある程度はできると思うんですよ。ただ、我々からしてみれば、自分で自分の首を絞めるみたいなこともあるわけだから、必ずしも自分たちだけの要因ではなくて、制度として、これが正しいんだからということで何かつくってくれたほうが説明しやすいんですよ。そういう意味では何か考えるのも必要かなという気はしますよ。

広瀬 今日のところは商標制度にこんな大問題があるんだという認識をしてもらえれば、そこから次の議論はこれからいろいろやればいい。

神野 解決はとても無理だから。

本宮 皆さん、今の形でいいですか。

広瀬 切りがないから。(笑)

本宮 切りがなく、その後、また堂々巡りになったらよくないので。ということで、このような感じで商標委員会で今回の不使用の問題も含めて、政策提言的なところを、いろいろ議論していきたいと思っておりますし、また、会員の皆さんから意見等ありましたら委員会のほうに寄せていただければ、参考にさせていただきます。

以上で第1部「不使用商標」についての座談会を終えさせていただきます。ありがとうございました。